

第6号

2003年(平成15)年4月10日発行

世羅郡三町



合併協議会だより



新町の名称募集

応募期間

平成15年4月21日(月)~5月20日(火)

(当日消印有効)

第4回夢吊橋マラソン
甲山町 八田原ダム周辺

第6回

世羅郡三町合併協議会

第6回協議会を、3月26日(水)せら文化センターで開催しま

今協議会では、「一部事務組合等の取扱い(その1)について、「水道(簡易水道)事業の取扱いについて」、「下水道事業の取扱いについて」等について協議しました。

会議次第

- (1) 開会
(2) 会長あいさつ
(3) 議事
① 会議録署名委員の指名
② 報告事項
③ 協議事項
④ 提案事項
(4) その他

報告第15号

第3回新町名称候補選定小委員会について

井上忠則委員長から第3回小委員会の報告が次のとおりあり、今協議会において確認されました。

●副委員長の選任について
副委員長 德光義昭

●募集ちらし(案)及びホーム

ご確認された募集ちらしについて、
はい、差し込んである募集ちらし
のとおりです。

報告第14号

報告事項

世羅郡三町合併協議会 規約に関する協議に ついて

ホームページからの応募については、6ページへ記載しております世羅郡三町合併協議会のホームページアドレスへ接続していただくと、応募

● 郡内小中学校児童生徒への周知について
将来新町を担う立場となる
子どもたちから積極的に応募
してもらいたい等の理由から、
郡内小中学校で児童生徒へ応募資格があることの周知を図
るよう、新町名称候補選定小委員会として3町長(合併協議会会員の会長・副会長)に要望する。

●ちらしの配付等について
募集ちらしを協議会だより
とともに、3町役場の窓口に
も備える。

●新町の事務所の位置について

①新町の事務所の位置については、新たな庁舎を建設することも視野に入れて役場の位置として理想的な場所を選定すべきではないかという意見もあつたが、協議会へ提案された「財産及び債務の取扱いについて」の資料等からみて財政状況が極めて厳しいこと、



報告第16号

永田英則委員長より第3回
小委員会の報告が次のとおり
あり、今協議会において確認
されました。

●申し合わせ事項について
新町名称候補選定小委員会
委員は名称の選考・審議する
立場であり、選考・審議の公平
性を保つため、応募しない。

合併のひとつの目的であるコスト削減という視点、また、現在ある3町の庁舎を観察した結果から、新たな庁舎は建設せず、既存の庁舎の中から選定することを全会一致で確認した。

②具体的な事務所の位置などについては、引き続き継続審議することとした。

なお、具体的な事務所の位置については、拙速に結論を

協議事項

協議第24号

一部事務組合等の取扱い(その1)について



協議第25号 水道(簡易水道)事業の取扱いについて

(1) 甲世上・下水道企業団の上水道事業は新町に引き継ぎ、上水道事業特別会計(企業会計)を設置する。

(2) 世羅町及び世羅西町の簡易水道事業は新町に引き継ぐ。世羅町及び世羅西町の簡易水道事業特別会計は合併時に統合する。

(3) 簡易水道事業の水道使用料、水道メーター使用料については合併年度は現行どおりとし、合併翌年度から5年以内に上水道事業の料金に段階的に統一する。

(4) 簡易水道事業の加入負担金については、合併年度は現行どおりとし、合併翌年度か

一部事務組合等の取扱い(その1)については次のとおり確認しました。

(1) 甲世上・下水道企業団については、合併の日の前日をもつて当該企業団をもつて当該企業団を解散し、新町において事務及び財産を引き継ぐ。

なお、職員については、すべて新町の職員として引き継ぐ。

(2) 世羅中央病院組合、甲世衛生組合、三原広域市町村圏事務組合、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村公務災害補償組合、広島県市町村職員共済組合、地方公

水道(簡易水道)事業の取扱いについては次のとおり確認しました。

(1) 甲世上・下水道企業団の上水道事業は新町に引き継ぎ、上水道事業特別会計(企業会計)を設置する。

(2) 世羅町及び世羅西町の簡易水道事業は新町に引き継ぐ。世羅町及び世羅西町の簡易水道事業特別会計は合併時に統合する。

水道(簡易水道)の未整備地区の整備の考え方について質問があり、今後、新町建設設計画を協議する際に十分議論してもらいたいと説明しました。

協議第26号 下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについては次のとおり確認しました。

(1) 公共下水道
甲世上・下水道企業団の公

務員災害補償基金広島県支部及び広島中部台地土地改良施設管理組合については、合併の日の前日をもつて当該組合を脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。」



公共下水道事業特別会計（企

世羅西町の農業集落排水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。」

(2)

提案事項

第7回協議会で協議する事項を提案しました。

平成15年度世羅郡三町合併協議会予算について

平成15年度の協議会予算について歳入歳出をそれぞれ2千4百万3千円とすることを確認しました。併せて15年度

も確認しました。

協議会だよりなど、住民への情報提供については、委員の主な意見など協議の経過も掲載し、より分かり易いものにするよう充実をしてほしいという要望がありました。

協議第28号 第7回世羅郡三町合併 協議会の日程について

第7回の協議会は平成15年4月16日(水)午後1時30分か

ら、せらにしタウンセンターで開催することを確認しました。



障害者福祉について 2

(1) 国及び県の制度に基づき実施している各種事業は新町において継続して実施し、福祉の

(2)町単独で実施している事業については、次のとおりとする。

①心身障害児通園助成については、甲山町の例により実施す

②障害者授産施設通所費補助

金及び精神障害授産施設通所助成については、世羅町の例に

③心身障害者扶養共済掛金補
より実施する。

助金については、世羅町の例に
より実施する。

④重度心身障害者手当については、甲山町の例により実施す

る。ただし、64歳以下を対象とする。

⑤腎臓機能障害者等(難病疾患)
患者、重篤な患者(通院)

患者、重度心身障害者)通院補助については、世羅西町の例に

⑥自動車改造・免許取得補助による

甲山町及び世羅町の例により実施する。

⑦障害者ふれあいスポーツ大会は折丁ごろごとく開催する。

⑧心身障害者相談員は新町で

新たに設置する。

防災関係の取扱いについては、
次のとおり提案しました。

協議第30号 防災関係の取扱いについて

(1) 放課後児童対策については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、合併翌年度から放課後児童健全育成事業として統一する。

(2) 保育料については、世羅町及び世羅西町の例による。ただし、入所児童が第3子以降の減額については甲山町の例による。

4 福祉医療費助成について
福祉医療費助成及び療養援助事業については、世羅西町の例による。

5 民生委員・児童委員への委嘱事業について
民生委員・児童委員への委嘱事業については、世羅西町の例により実施する。」

を作成する。

(2) 災害時の対応に支障をきたさぬよう、合併時に災害応急対策等の基本方針を確立する。

(3) 防災行政無線については合併時に統合する。

(4) 水防協議会については、設置しない。ただし、水防計画等、水防に関する重要な事項については、防災会議の審議事項に追加する。」

■協議第31号 社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについては、次のとおり提案しました。

- (1) 社会福祉協議会については、3町の各社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 社会福祉協議会に対する助成については、社会福祉協議会において調整する統合時の各事業の目的や効果を基に、合併時までに調整を図る。

- (3) 社会福祉協議会への委託事業については、新町全域に同様の福祉サービスを提供するうえで、地域の実情から社会福

祉協議会が最適である場合には、社会福祉協議会へ委託する。」



タウンウォッチング

世羅郡三町合併協議会では、より踏み込んだ協議がおこなわれるよう、世羅郡3町の状況を視察する「タウンウォッチング」をおこなっています。

2月26日(水)には「甲山町タウンウォッチング」を、3月26日(水)には「世羅町タウンウォッチング」を行いました。次回は、4月16日(水)に「世羅西町タウンウォッチング」をおこなう予定です。



合併協定項目 協議状況

■合併協定項目■

項目	提案	確認
① 合併の方式	10/16	11/25
② 合併の期日	11/25	12/25
③ 新町の名称	11/25 (一部)	12/25 (一部)
④ 新町の事務所の位置	11/25 (一部)	12/25 (一部)
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い	12/25	1/29
⑥ 財産及び債務の取扱い	12/25	2/26
⑦ 町の慣行の取扱い	12/25	1/29
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い		
⑩ 議会議員の定数及び任期の取扱い		
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
⑫ 地方税の取扱い		
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い		
⑮ 一部事務組合等の取扱い	2/26 (一部)	3/26 (一部)
⑯ 使用料、手数料等の取扱い		
⑰ 公共的団体等の取扱い		
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
⑲ 国民健康保険事業の取扱い	1/29	2/26
⑳ 介護保険事業の取扱い		
㉑ 消防の取扱い		
㉒ 電算システム事業の取扱い	1/29	2/26
㉓ 各種福祉制度の取扱い	3/26	
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い	2/26	3/26
㉕ 下水道事業の取扱い	2/26	3/26
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い	1/29	2/26
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い	12/25	1/29
㉘ 納税関係の取扱い		
㉙ 防災関係の取扱い	3/26	
㉚ 保健衛生の取扱い		
㉛ 公の施設の取扱い		
㉜ 人権対策の取扱い		
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い		
㉞ 商工観光関係事業の取扱い		
㉟ 建設関係事業の取扱い		
㉟ 学校教育関係の取扱い		
㉟ 社会教育関係の取扱い		
㉟ 社会福祉協議会の取扱い	3/26	
㉟ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㉟ 新町建設計画	10/16 (一部)	10/16 (一部)

●協議会は傍聴できます
(会場の都合により人数が
制限される場合があります。)
せらにしタウンセンター

平成15年4月16日(水)
午後1時30分

第7回合併協議会
日程

協議会の動き

- | | |
|----|--------------------------|
| 3月 | 3日 第6回産業部会 |
| | 4日 第6回教育文化部会 |
| | 5日 第6回建設部会 |
| | 6日 第3回新町名称候補選定小委員会 |
| | 7日 第3回新町の事務所の位置候補地選定小委員会 |
| | 12日 第6回世羅郡三町合併協議会幹事会 |
| | 26日 世羅町タウンウォッキング |
| | 26日 第6回世羅郡三町合併協議会 |
| | 27日 第7回建設部会 |
| | 28日 第7回産業部会 |
| | 28日 第7回福祉生活環境部会 |
| | 31日 第7回総務企画部会 |
| | 31日 第7回教育文化部会 |

ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議
内容の詳細についてはホームページ
へ会議録を掲載してお
りますので、こちらもぜひご覧
ください。
(掲載まで一ヶ月程度かかります。)



■ホームページアドレス
<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

表紙写真のご紹介

■夢吊橋マラソン

「夢吊橋マラソン」は、八田原ダム周辺を3キロ、5キロ、10キロのコースで、小学生・一般・ファミリーの部門に分かれて行うマラソン大会です。

3月16日(日)に行われた「第4回夢吊橋マラソン」には420名のランナーが小雨もようの中、健脚を競いました。また、大会終了後には、恒例のもちまきや抽選会があり、ひときわ会場が盛り上がりました。

■発 行:世羅郡三町合併協議会 ■編 集:世羅郡三町合併協議会事務局

〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原124-2 電話0847-25-5141 FAX0847-22-5921

ホームページアドレス:<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>